

## 大木喬任と三好退蔵

— 伊藤博文の滞欧憲法調査一件を中心に —

重松 優\*

はじめに

第1節 少壮司法官としての三好退蔵

第2節 再度の留学へ

第3節 大木喬任と伊藤博文

第4節 ベルリンにて

おわりに

はじめに

人の上に立ち、大臣ともなれば、実際の仕事はほとんどを部下に任せなければならないのが現実である。ところが、筆者の研究対象である政治家大木喬任<sup>なかとう</sup>は、明治政府の参議兼文部卿、司法卿、元老院議長、枢密院議長などの顕職を歴任しながら、人を使うのが不得手だった節がある。「当時の大臣中で一番学問が有」ったといわれ、智者たることを自他ともに認める大木は、事務の丸投げができない性格だったらしい〔木村 1901〕。甚だしい例では、文部卿として自ら道徳教科書を執筆しようとした、馬車を自分で乗り回したという逸話が伝わっている。

大木に用いられた人物には、司法省では箕作麟祥、渡辺驥、黒川誠一郎、磯部四郎、古賀廉蔵、文部省では田中不二麿、木村正辞、沢柳政太郎、辻信次などがあった。三宅雪嶺は、大

臣としての大木喬任を「独断専行」と評したが、かれらから書類が届けられると、大木は自ら調査すると称して事務を停滞させ、そのまま握りつぶすことも屢々だった。また、日頃から寡言だった大木は、部下や同僚の内閣員に心中を打ち明けることが減多になく、周囲からの容喩、介入も極度に嫌っていた〔黒川 1901〕。大木からよく庇護を受けた磯部四郎さえも、「自己に諂<sup>(へつら)</sup>ふもののみを用いて、他の硬骨の者共は近つけないと云ふ風であるから……有為の士は皆な逃去つて他へ参る様になる」といっている〔磯部 1901〕。部下たちからすれば、かなり扱いづらい上司だったのではなからうか。

本稿では、大木喬任の下僚のひとりだった三好退蔵の事績をとりあげたい。今日、三好退蔵が顧みられることは少なく、先行研究も出身地宮崎県高鍋町の郷土史にわずかに触れられる程度である<sup>(1)</sup>。しかし、かれは司法次官、検事総長、大審院長、東京弁護士会会長と様々な立場から法曹界を主導し、大正大礼の贈位候補者として、司法省が江藤新平、大木喬任、山田顕義ら大臣経験者に続いて挙げたほどの人物だった〔『大正大礼贈位内申事蹟書』年不明〕。三好退蔵は大木に引き立てられて、司法省で順調

\*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程3年(指導教員 島 善高)

に累進し、伊藤博文の欧州憲法調査の随員に推薦される。そしてドイツ滞在中、退蔵は自らの研究成果とともに、グナイストの講義録を書き写して大木に秘密裡に送ることまでした。ところが、帰国後は次第に大木と疎遠になり、伊藤に近い立場をとるようになったらしい。

明治期に第一級の事業を成し遂げた人物といえ、伊藤博文、大隈重信が挙げられるが、かれらのもとには「伊藤伯四天王」、「早稲田四尊」といわれる逸材が集った<sup>(2)</sup>。一方で大木の周囲には、有能な副官ともいべき人物がこれといって見あたらない。たとえば井上毅、小野梓は、ともに大木が脚をつとめる司法省で官僚としてスタートしたけれども、二人が雄飛の機会を得るのは、司法省を離れて伊藤と大隈に用いられるようになってからである。経綸家としては一流といわれた大木が、政治家としてなぜ大成しなかったのか、三好退蔵との関係を中心に、この疑問に一考を試みたい。

### 第1節 少壮司法官としての三好退蔵

三好退蔵は弘化2年(1845)5月12日、日向国高鍋藩士田村極人の三男として生れ、長じて三好重太夫(米沢藩上杉家に養子入りする藩主二男、のちの上杉鷹山に訓言を呈した人物として知られる)を排出した重臣三好氏の養子となった<sup>(3)</sup>。幼少より聡明を謳われ、藩校明倫堂に学んだのち、江戸に出府して安井息軒に師事した。在藩時代の退蔵は、藩公世子秋月種樹<sup>なかつ</sup>が若年寄職を辞するにあたって周旋に努力し、慶應4年(1868)2月に大目付、9月には用人に抜擢された。さらに翌明治2年(1869)1月、23歳にして明治政府の行政官出仕が命じられ、同年5月徴士待詔局参事、8月に集議院権判官

となる。12月に一旦辞職するものの、3年12月に高鍋藩へ戻って少参事兼大監察に任ぜられた。廃藩置県を経て、明治4年7月には崖原県権参事、同年9月伊万里県少参事、10月大蔵省九等出仕(伊万里県出張)となったが、「時勢ニ感スルモノ」があり、二度目の掛冠をして帰郷する[三好 1882a]。

間もなくして、退蔵は洋行に赴こうとする旧友から、有志者は故郷に安んずべき時代ではない、君とはロンドンで再会するつもりだと手紙を受けとった。退蔵は発奮して卒然上京、留学の手立てを百方に求め、一たびはヨーロッパ見聞の旅に出る旧主秋月種樹の随員に選ばれた。ところが、出発直前になり、外国語に通じないことを理由に任を解かれる<sup>(4)</sup>。退蔵は憤激して、君臣間といえども契約は相互に尊重する義務があると主張、秋月種樹は違約金千円を渡して、随意にするよう告げた。当時、千円は留學費として決して十分な額ではなかったが(秋月種樹本人は生活費として二年で三千円を費やす計算でいたらしい[武藤・安田 1954: 240])、明治5(1872)年1月、退蔵は「寧口海外ノ窮鬼ト為ルモ天下ノ懦夫ト為ル勿レ」と自らを叱咤して横浜を出発する[三好 1882a]。

秋月種樹一行と同船はしたものの、退蔵ひとり是最下等の乗客である。そして、「水夫雑客ノ輕侮ヲ受ケ牛羊ト羣ヲ同フ」する屈辱、「支那海上ノ雜選印度洋上ノ炎熱」に堪えた。ロンドンでは、友人等が援助を惜しまなかったもので、乏しい学資ながらも数年は学ぶことができると喜んだ。ところが、半年ばかりして、多くの日本人留學生が学資を預けていた銀行が破綻し、退蔵も友人も無一文同様となって、空しく帰国をせまられる<sup>(5)</sup>。明治6年5月、退蔵は



三好退蔵肖像。(花井卓蔵述『訴訟論草：刺客事件を論ず』より転載。)

「已ムヲ得ス身ヲ官海ノ犠牲ニ供シ」て司法省八等出仕となり、借金返済に奔走することになる [三好 1882a]。

翌明治7年1月、退蔵は大解部とけべに任じられて判事畑に入り、転機を得た。同2月には権少判事として山梨裁判所在勤が命じられ、8年8月東京上等裁判所詰、9年1月鹿児島裁判所在勤となった。9年11月、司法卿大木喬任は、神風連、秋月、萩の乱に加わった反徒処罰を監督するため西国を巡回し、退蔵もその裁判補佐のため福岡まで出張する。そして翌10年1月29日、かれが大審院詰を命じられて6日後の夜、鹿児島で私学校党による陸軍火薬局襲撃事件が勃発した。2月14日、薩軍13,000人が鹿児島を出陣

し、ついに西南戦争の火蓋が切られる。2月16日、退蔵は長崎出張を命じられた。

長崎行の目的は、元老院議官になっていた秋月種樹に従い、故国高鍋が去就を誤らぬよう導くことにあった。秋月種樹と退蔵は17日に横浜を出発し、20日、京都の総督府で内務卿大久保利通に面会、23日には馬関に到着する。ここで退蔵は秋月と別れて長崎に向かい（長崎では日当旅費290円を旅宿から盗まれるという珍事があった [太政類典：雑部明治十年～十四年第六卷鹿児島征討始末六]）、さらに久留米を経て秋月と合流する。そこから高鍋を目指したが、国境が既に閉鎖されて果たさず、京都に戻った [高鍋町史編さん委員会 1987: 374; 武藤・安田 1954: 250]。

4月初旬、有栖川宮征討総督の管轄のもと、長崎に九州臨時裁判所を置き、元老院幹事河野敏鎌をして賊徒処刑を指揮せしめる旨の決定があった。司法省からは、大検事岸良兼養、京都裁判所長小畑美稲らが次々と派遣される [我妻 1968: 409]。すでに戦役関係の任務が与えられ、さらに反乱土族の処断と鹿児島裁判所在勤を経験している退蔵も、うってつけの人材と認められたのだろう。4月23日、退蔵はあらためて京都出張の命を受け、さらに30日、九州臨時裁判所勤務となる [太政類典：雑部明治十年～十四年第一卷鹿児島征討始末一]<sup>(6)</sup>。

さて、4月中旬には、田原坂、熊本城の攻防戦が終結し、既に捕縛者が生じていたけれども、河野敏鎌が擬律と軍人軍属の裁判管轄について調整を図るのが8月のことだから、裁判開始までいくらかの余裕があったらしい。そのあいだ、退蔵は判事らしからぬ活発さで九州各地をめぐり、つぶさに戦況を報告した<sup>(7)</sup>。5

月末には、西郷軍の占領下にあった高鍋近郊の港町、美々津に潜入して親戚と密会し、敵兵の数と展開地点、西郷以下薩軍幹部の所在、圧迫に怯える人民の様子などを大久保利通に詳報する。この報告は、大久保から伊藤博文にまで回覧されているから、相当に重要視されたものらしい。(一週間後、退蔵の書翰が薩軍に見えられ、親族知己14名が投獄されて1名の獄死者が出る[高鍋町史編さん委員会 1987: 374]。)

明治10年9月24日、城山陥落とともに西南戦争は終結した。その後本格化する九州臨時裁判所での審判では、43,609名が裁かれ、2,764名に有罪判決が下されたというから、退蔵も繁忙を極めたであろう[我妻 1968: 414]。11月24日をもって、退蔵は大審院詰判事に帰任した。そして戦争中の功績により、償金300円の下賜を受けた。

こうした公務のかたわら、明治9年秋、三好退蔵は小野梓が主導する共存同衆に加わった。そして、封建的家族制度を批判する論説を『共存雑誌』に発表し、明治12年10月、国会開設を標榜する上申書、「擬上天皇陛下書」の起草者になった[澤 1995a: 98-101; 澤 1995b: 48, 90-91, 143-146]。小野梓の日記を見ると、退蔵と小野は頻繁に往来し、互いを信頼する間柄だったようである。小野は辞職を考えるたびに退蔵へ相談を持ちかけていた。日記には、「松濤(退蔵の号)好責余之善。実不易得之友也。」と書かれている[小野 1982: 340, 348, 372]。

## 第2節 再度の留学へ

明治12年(1879)3月、三好退蔵は横浜地方裁判所所長を命じられた。ここで退蔵は「庁中ノ事一切旧貫ニ仍リ百事新ニ着手スルヲ為

サス」という状況を大木に直訴して容れられ、判事数名の処分を断行する[三好 1879a; 三好 1879b]。1年間の横浜勤務ののち、退蔵は司法権大書記官兼庶務課長に抜擢され、司法行政に携わるようになった。13年9月には民事局長兼職員課長、11月には司法大書記官として、司法大輔細川潤次郎、司法少輔岸良兼養に次ぐ地位にまで昇進した。

しかし、こうする間にも、退蔵は洋行の素志を捨てずにいたらしい。明治14年春にも、退蔵は司法卿田中不二麿(参議専任制が敷かれた明治13年2月から14年7月まで、大木は立法部参議兼元老院議長に転出していた)に留学を請願したが、容れられなかった。明治15年1月13日、三好退蔵は司法卿に再任した大木喬任へ、再度の留学願を提出する[三好 1882a]。

その上申書に、退蔵は明治初年にイギリスへ向かったけれども、事故によって無念の帰国をせまられた次第をまず詳述した。その上で、先だって実施された「新法」(1月1日に施行された刑法および治罪法を指すのだろう)の利害得失を図り、将来の改正に備えるためにも、調査員を欧州に派遣して「広ク各国ノ法度ヲ探ラシメ、内ハ以テ司法省ノ局課分掌ヨリ司法卿ト裁判官トノ関係ヲ明ニシ、外ハ以テ裁判所ノ配置ヨリ裁判発落ノ始末ヲ審ニシ、司法一切ノ事務取扱手續等ニ至ル迄尽ク」を、ヨーロッパの実務家から聴取する必要があると説く。そして、調査員の人選については、既に大木にも考えがあるだろうけれども、自分は一度犯した留学の失敗を繰り返さないつもりである。「閣下若シ退蔵ニ任スルニ此事ヲ以テセハ、退蔵不敏ナリト雖トモ誓テ閣下ノ命ヲ辱メス…退蔵死且ツ悔ヒス」という決意を示した。

かれはさらに筆を継いで、欧米の皮相を倣い退廃しつつある世道風俗を改めうる人物は「廟堂其人多シト雖トモ、決々トシテ千頃之波ノ如ク之ヲ清マセトモ清マス、之ヲ濁セトモ濁ラス、剛モ吐カス柔モ茹<sup>(クマ)</sup>ハス、一世ノ英雄ヲ籠絡シ天下ノ大勢ヲ料理シ治安ヲ未タ乱レサルニ保全スルハ閣下ニ若クハナシ」と、大木を持ち上げる。どこか漠とした東洋風の豪傑といわれた大木を推称するとすれば、やはりこのような文言になるだろうか。

留学願は以下のように結ばれている。

閣下果シテ大ニ為ス所アラント欲セハ、退蔵モ亦必驥尾ニ付シテ微力ヲ致シ、上ハ以テ皇家ニ勤メ、中ハ以テ閣下ノ知遇ニ報ヒ、下ハ以テ一身ノ志望ヲ達セントス。退蔵頑頓才学取ル所ナシト雖トモ、其責任ヲ負フニ当リ、精神ヲ以テ之レニ従事シ、百折撓マサルニ至テハ自ら以為ヘラク決シテ人ニ譲ラズト。閣下前年退蔵ヲ判事ニ擧ケ山梨裁判所長ニ任セシヨリ、或ハ鹿兒嶋ニ或ハ横浜ニ終始枢要ノ職ニ当ラシメ、今又書記官ニ置テ厚ク之ヲ待ツ。退蔵感激自ラ勝ヘス、此レ退蔵ノ一身ヲ犠牲ニシテ勇憤<sup>(ウレ)</sup>為スアラント欲スル所以ナリ。其一身ヲ犠牲ニシテ自ラ顧ミサルモノハ、閣下ノ為メニ志力ヲ尽サント欲スルカ為メナリ。其閣下ノ為メニ志力ヲ尽スモノハ、忠ヲ皇家ニ尽サント欲スルカ為メナリ。其忠ヲ皇家ニ尽クスモノハ、吾日本帝国ノ為メニ鞠躬尽瘁<sup>(ウレ)</sup>レテ後止マント欲スルカ故ナリ。閣下幸ニ之ヲ諒シ退蔵ノ為メニ經營スル所アレ。退蔵困願之至リニ任ヘス。(句読点筆者)

このころ、太政官の高官数名のあいだでは、参議兼参事院総裁伊藤博文の滞欧憲法調査が計画されつつあった。退蔵は明治14年11月から参事院外議官補を兼任していたから、伊藤の欧州派遣の噂を耳にしていた可能性も否定できない。しかし、同じく参事院議官補だった伊東巳代治らが、調査団員に選出されようと運動をは

じめるのは翌年2月に入ってからだから、退蔵の留学願はどうやら偶然に時期が重なったものらしい<sup>(8)</sup>。

留学願を受けとった大木は、「機会次第」留学を斡旋すると伝えて、退蔵を「雀躍感佩」せしめた〔三好 1882b〕。そして2月24日、大木喬任は伊藤博文の随員に、司法省大書記官三好退蔵を加えるよう、太政大臣三条実美に上申する〔公文録：明治十五年代二百十卷明治十五年一月～七月官吏進退（司法省）〕。

今般参議伊藤博文欧洲へ可被差遣御決定相成候ニ就テハ、右随行之官員モ御人撰可相成儀ト存候。然ル處司法部分之儀モ極テ緊要ノ事ニシテ、今也法律規則等追々改正進歩候儀ニハ候得共、改良之完璧ニ至ルニハ前途亦遠ク、而シテ之レヲ執行スルノ法官ハ最人ヲ得ルニ非レバ良結果ヲ期シ難ク、然ルニ理論ヲ研ムル者ハ実事ニ疎ク實際ヲ務ムル者ハ旧慣ヲ不脱、故ニ各法衙ニ於テモ往々之レヲ左ニ不失レハ右ニ誤ル者不少、方今条約改正之儀モ已ニ開談懇商之時ニ際シ司法部分之体面一モ欠歛スル所アレバ其關係甚タ不少ト恐悚痛意ニ不堪ノ折柄、伊藤参議欧洲派出被仰出候ニ就キ当省大書記官三好退蔵儀右同人ニ随行被仰付、欧洲裁判構成ヨリ凡百裁判事務ノ手續キ等ニ至迄取調被仰付候ハハ、帰朝之上当人御用相立候儀ハ勿論司法部分之改正等幾多之補益可相成ト見込候ニ付、特別之御評議ヲ以テ右様被仰付候様致度此段上申仕候也。(傍点句読点筆者)

三好退蔵は理論と実務を両立する司法官であると、大木が積極的に評価していることに着目したい。司法省法学校卒業生や留学経験者と比べて、外国語では劣るところがあっただろうが、退蔵は相当の学識があり、また果敢な行動力を持ち合わせていることは、すでに大木にも明らかだったはずである。また、退蔵を欧州に派遣する表だった目的は、本人の留学願を踏襲

し、裁判手続など司法行政の取調とされていた。したがって憲法調査団の一員になりながらも、退蔵の第一の任務は憲法ではないということになり、これは退蔵を調査団一行のなかで微妙な位置に置くことになる。

大木が三条宛の上申書を提出して4日後の2月28日、三好退蔵は大審院詰判事に任ぜられるとともに、伊藤に随行しての欧州留学が命じられた。そして3月14日、退蔵は再び横浜から出発する。退蔵の喜びが如何ばかりだったか、また、どれだけ調査と研究に全霊をそそいだか、かれが2年の後、ヨーロッパから大木に送った漢詩から推しはかることができる〔三好 1884 (?) b〕。

山可登兮水可浮，故郷到處好優遊，功名之念難自棄，万里西航數年留，双丸遷転老將至，区々宿志未能酬，道之高如仰喬嶽，學之難似遡急流，博文到底不可望，約禮畢竟要自修，丹心報國是吾分，成敗有命復何求，他人毀譽不須問，識者褒貶為可羞，豈唯蓋棺跡乃定，百代之後有春秋，君不見，壽蚕到死糸方尽，人何可不奏黜猷，又不見，蠟炬作灰淚如乾，人豈可無終身憂，我抱杞憂非一日，況後君恩太渥優，既許國又許知己，浮沈榮辱不自謀，秋風思鱸非吾事，何羨五湖波上船，不知京城月明裏，新亭對泣人在不

(山は登る可く水は浮かぶ可し、故郷到る處優遊を好む、功名の念自ら棄て難く、万里西航數年を留む、双丸遷転老い將に至らんとす、区々の宿志未だ酬いる能はず、道の高きは喬嶽を仰ぐが如し、学の難きは急流を遡するに似る、博文は到底望む可らず、約禮は畢竟自ら修むを要す、丹心報國はこれ吾が分なり、成敗に命有り復た何をか求むる、他人の毀譽は問うを須いず、識者の褒貶を羞ず可しと為す、豈に唯だ棺を蓋て跡のすなわち定まるのみならんや、百代の後春秋有り、君見ずや、壽蚕死に到りて糸まさに尽きるを、人何ぞ黜猷を奏せざる可けんや、又見ずや、蠟炬灰となり涙始めて乾くを、人豈に終身憂を無かる可けんや、我杞

憂を抱きて一日に非らず、況んや復た君恩の太だ渥優なるを、既に国を許し又知己を許す、浮沈榮辱は自ら謀らず、秋風に鱸を思うは吾事に非ず、何ぞ羨まん五湖波上の船、知らず京城の月明の裏、新亭に對泣せんも人在るや不や)

「道之高如仰喬嶽，學之難似遡急流，博文到底不可望，約禮畢竟要自修」の一節は興味深い。論語雍也第六、顔淵第十二にみられる「博文約禮」は、知識を広く求め、それを礼によって統一、行動に移すという孔子の学問觀をいう。退蔵はここで、留学の困難さと修身の必要を述べたとするのが通常の解釈だろうが、大木喬任、伊藤博文の名が、わずかに数行のうちに読み込まれているのは、はたして偶然だろうか。この節は、「喬嶽」を望むべくもない「博文」といった不穏当なイメージさえ想起させる。そして実際に、友好的關係にはなかつた大木と伊藤の間に立たされて、三好退蔵はいくつかの背信的行為をせまられたのだった。

### 第3節 大木喬任と伊藤博文

大木喬任と伊藤博文の關係は、大木喬任研究において避けられない問題のひとつである。大木喬任の死後、關係者から収集された追憶談の記録である「談話筆記」では、大木と伊藤が「氷炭相容れざる仲」だったと、複数の人物がいくつかの実例と共に証言している。沈毅寡言の性質だった大木と、陽気で磊落な伊藤を比較すると、明治の政治家の陰陽をみるかのようなのである。そして、大木と伊藤の間には、実際に幾度か鞘当が生じていた。

伊藤痴遊の『明治裏面史』には、明治6年の政変直後、伊藤博文が佐賀に帰郷した江藤新平へ刺客を差し向け、大木が閣議の席で伊藤につ

めよったという場面が描かれている。小説仕立ての記述であるから、真相の是非と詳細については少なからず疑問が挟まざるを得ないが、伊藤痴遊はこれを自分が聞いた話であるとしている〔伊藤 1924: 551-555〕。

多くの刺客が、佐賀へ入込んだのは事実である。当時の閣議に於て、参議の寺島宗則が、

「江藤暗殺の為に、政府が刺客を佐賀へ入込ませたといふことであるが、是は大に考へなければならぬことだ、無論伝説の誤りであらうとは思ふが、斯ういふ風説の起るのは、政府者の不謹慎も、幾分か原因になつて居ると思ふから、今後は大に警戒をする必要がある」

と、如何にも意味ありげな発言に、大久保は苦い顔をして、寺島を見詰めて居るばかりであつた。伊藤博文はニヤニヤ笑ひ乍ら、

「夫や寺島さんの仰せではあるが、左様いふことを軽々しく信用されては困る。江藤はあゝいふ気風の人物であるから、他の言ふことを轻信しては、動もすると事件を惹起こす癖がある。在官中にも紛擾を惹起こした例もある位で、到底彼の言ふことなどは信用が出来ない。殊に江藤を暗殺して、それが政府の為に何程の利益になる、馬鹿馬鹿しいにも程のあつたものだ。要するに江藤が政府に対して不平を懐く余り、斯様なことを言ひ触らして、人心を惑乱させやうとするのであるから、左様なことは深く念頭に掛けるには及ぶまい」

今まで黙つて聴いて居た、大木喬任は堪り兼ねて、席を進んだ。

「今の伊藤さんの弁明に対しては、我輩も一言せざるを得ない。それは外のことでないが、伊藤さんの今言はれた、江藤の人物が云々といふことであるが、我輩は同じ藩に人と成つて、彼の性格はよく知り抜いて居るが、果して江藤の何ういふ気風が悪いと言はれるのであるか。彼は直情径行にして、動もすれば他と衝突をする風はあつたが、併し、それは彼の正直なる性質が、彼をして忌憚なく他の悪事を摘発させたのであつて、是が為に一部の人の反感は招いて居るであらうが、江藤の悪い所は更に見出し得ないのである。今や政府を去つて浪人はして居ても、彼の心事の如きは猶日月の如きものである。唯徒に証拠もなきに讒誣の

言を放つて、暗に謗るといふのは甚だ以て怪しからん。又今までに刺客の事が屢あつて、何時もそれが曖昧の中に過されて居るのは、不思議な次第である。現に広沢参議のことにしても、亦大村兵部大輔のことにしても、伊藤さんと同じ郷里から出た人物で、皆当代に有用な人傑ばかりぢや。…(中略)…強いて伊藤さんが、刺客のことは無実であるといふのならば、是よりお互に力を尽して其事実を確めても宜からうと思ふ。それは伊藤さんのお考へ一つで、我輩も進んで調査の任に当つても差支ないが、それ共に伊藤さんは何の拠所もなくして、刺客の事を非認して、それは江藤の口から出た悪説であるといはれるか。伊藤さんの返答に依つては、我輩にも大に言ふべきことがある」

大木は平生極めて温厚な人で、余り人と争をせぬ性格であつたが、伊藤の言ふたことが癪に触つたと見えて、此時は息切つたことを言ひ出して却々承知しない。江藤とは子供の自分からの友人で、而も刎頸断金の交誼があつただけに、江藤に対する同情は一団と深かつたに違ひない。斯うなつて見ると、伊藤も強ひて争ふのは不得策と見たか、他事に託して其席を立たうとするのを、大木が引止めて頼に論じ掛ける。事態甚だ穏ならずと見たから、例の先天的仲裁役者たる、三条実美が俄に席を立つて、大木の袖を控へて、此場の始末は付けた

このほかにも、大木が長年担当していたボアソナード民法の編纂事業を、伊藤博文が参事院に横取りしようとした、あるいは、枢密院議長就任の打診を、大木のあとに持ちかけられたと知った伊藤が激怒したという話が伝わっている。

伊藤の欧州派遣に際しては、大木喬任もまた反対を唱えていた。佐々木高行の『保古飛呂比』によると、井上馨が自邸に大木、福岡孝悌、佐々木高行の三参議を招き、伊藤の憲法調査に了解を求めたのは、明治15年1月23日のことだった。井上が、すでに三条実美以下、山県有朋、西郷従道ら、薩長出身の参議からも皆同

意を得ていると告げたので、大木たちは、岩倉使節団の前例に倣い、帰朝後に不和が起きぬよう覚書を取り交わすことを条件に承諾する。ところが、佐々木が追々聞いたところでは、参議山田顕義が実は不同意と判明した。さらに、昨年10月の国会開設勅諭以来、制度改革がはじめられると考えていたが、一向に調査すら着手されないのはどうしたわけか、1月25日、参議に任じられてまだ3月ばかりの佐々木は、大木に説明を求めた〔佐々木 1979: 28-29〕。

大木曰ク、寺島ノ建白ノ事（筆者注、伊藤派遣の発議者は寺島宗則だった）ハ岩公ヨリ疾ク内話アリタレ共、僕ハ不可然ト存ジ候故、不同意ヲ申述べ、且曰ク、此ノ建白ハ他ノ参議ニ御示シノ時ハ其論起ルベシ、依ツテ御取留ノ方可然ト申述べタリ。其ノ訳ハ、今日独逸国ノ憲法ニ習フトカ何トカ申ス時ハ、却ツテ吾国体上不都合而已ナラズ、新聞紙上杯ニテ種々異論ヲ掲載シテ、却ツテ人心ヲ動かスベシ。モハヤ立憲政体ノ組織モ分リタル事ニテ、今日ヨリ実地ニ付取調べ候モ、甚ダ迂遠ト申述べタリ。岩公モ同意ノ様ニ見ヘタルニ、寺島ヨリ更ニ岩公ヘ申入レ候ハ、伊藤ガ今日ハ専ラニ百事引受ケ候ヘ共、同人ハ何分欧米流ニ心酔スル癖アレバ、是非共独逸国等ノ景況ヲ能ク取調べタレバ大ニ好都合ト、岩公モ遂ニ同意シタリ。…（中略）…畢竟スルニ、井上ノ申述べル通りニ何事モ籠絡トカ何トカ権謀策ナリ。到底王道ノ事ハ夢ニモ不見連中故、致シ方ナシ。吾国ハ万国無比ノ国体ナレバ、国体ヲ基本トスル以上ハ、決シテ欧州各国ノ如キ、漢土ノ亡国ノ景況ノ如ク、権謀ノ策ハ頗ル不可ニテ、内閣中相談スベキ人ナシ。（句読点筆者）

伊藤派遣は寺島に押し切られた、寺島や井上の輩は、その国家観にしる言動にしる、国体を蔑ろにする連中だというのである。そして、参議中に意を同じくする者は佐々木のみと大木はいい、連れだって岩倉に掛け合う約束をする。

2月5日の暮れ方、大木と佐々木は岩倉を訪ね、酒を酌み交わしながら伊藤の一件を論じた〔佐々木 1979: 37〕。

今度伊藤ヲ独逸へ被遣候儀ニ付テハ、格別異存ハ不申述候へ共、大ニ御注意ノ入ル事ナリ。其ノ故ハ、吾ガ国ハ自ラ神代ヨリノ国体アリ、然ラバ、其ノ国体ヲ基本トスルハ勿論ナレ共、井上ヨリ国憲等ヲ独逸国ニ取ル精神ナリ。若シ其精神ナレバ、一方ヨリハ英仏或ハ何国ト申ス事ニナリテ、遂ニ吾固有ノ国体ヲ失シテ、各人ノ物好キト相成、他日大弊害ヲ来スベシ。依テハ、彼レノ長所ヲ取ル精神ニテ、独逸而已ニ取ルニ非ルノ跡、顯然是レナクテハ不可然ト。其ノ井上等ノ籠絡主義ニテ、権謀術数ヲ以テ是認セルノ病ナカラン事ヲ、三大臣（筆者注、太政大臣三条実美、左大臣有栖川宮親王、岩倉右府）ニテ十分御感味有之候事肝要ナラント、縷々申述べタレバ、岩公尤ナリト厚ク容レタリ。（句読点筆者）

こうした国体重視の議論は、大木が明治14年8月に三条実美に奉呈した憲法意見書、「乞定国体之疏」をほぼ踏襲する。その意見書において、大木は欧米の憲法を敷き写しにする弊を説き、建国神話上の群神会議、「天の安河の会」に範をとる議会制度の策定を主張した。大木の建白は、諸参議の憲法意見書中で明治天皇の信用がもっとも厚かったといわれる〔佐々木 1978: 436〕。当然ながら、大木は憲法編纂を伊藤ひとりの専任事項と認めることはできない。そして伊藤の出発直前になり、天皇から日本に残る参議たちに勅旨が下された〔多田 1906: 1877-1883〕。

昨年十月国会ヲ開ク之儀ヲ宣勅セリ。此事未曾有之大変革ニシテ重事タルヤ言ヲ俟タス。素ヨリ閣臣之輔翼スル所アリト雖トモ、若シ之ヲ誤ル時ハ上数千年ノ祖宗ニ対シ下百世ノ子孫ニ対シ其責朕カ躬ニアリ。昨冬来苦慮スル所一ニアラス。今



般伊藤参議洋行各国憲法ノ源流取調ノ儀ヲ命セリ。右ニ付過日来三大臣ニ追々意見ヲ述タリ。抑国会開設期スルニ二十三年ヲ以テスル八年間短ニシテ準備整ハサルノ儀喋々異論アリシ事ナリ。仍テ外ニシテハ伊藤寺嶋カヲ効シ、内ニシテハ閣員カヲ尽シ、法律ナリ財政ナリ百般ノ事各自担任スル所ヲ定メ其成功ヲ望ムナリ。就而ハ伊藤出發前閣員互ニ心慮ヲ尽シ熟議之上中外同一ニ出ルヲ期ス、各申合之上其次第書取ヲ以テ申出ツベシ。(句読点筆者)

憲政資料室大木喬任文書には、この勅旨の大木自筆による写しが残っている〔大木 1882〕。語句をいくらか検討したらしい形跡があり、あるいは写しではなく、大木自身が勅旨を起草した際の下書という可能性も考えられるが、いずれかを証拠立てる資料はまだ見つからない。少なくとも、憲法編纂を参議一同の共同事業と明言するこの勅諭を、大木が極めて重視していたことに疑いはない。3月17日、大木は参議を代表して、「同心協力」して調査にあたる旨の奉答文を奏上した。

今日の認識からすれば、名前さえ知る人の少ない大木喬任が、あの伊藤博文を牽制したというのは、不思議に感じられることだろう。しかし、明治15年の時点では、大木喬任は、太政大臣三条実美、左大臣有栖川宮熾仁親王、右大臣岩倉具視に次ぐ「筆頭参議」の地位にあった。筆頭参議とは、最も早く任ぜられた参議を意味するのだが、大木は岩倉遣欧使節団の一員だった伊藤より、半年早く参議になっていた。そして、木戸孝允、大久保利通が相次いで没し、大隈重信が明治14年の政変によって政府から追放されたあとは、内閣制度が発足するまで、大木が筆頭参議を務めたのである。

ただし、筆頭参議は格式の軽重を示す称号で

あって、職制上の権限は他の参議と同列である。現実に権力を行使しようとするれば、当人の政治力が何よりもものをいう。大隈重信は自分が筆頭参議だった時代を追想して、総理大臣に等しかったと述べているが、それは大蔵卿を兼任する大隈の政治力の賜物だった。しかし、大木が大隈の後を襲って筆頭参議となったとき、参議12人のうち佐賀人は大木ひとりで、福岡孝悌と佐々木高行が土佐人、残る9人は薩長の出身者であった。名実ともに藩閥政府が完成したのであるから、大木の政治的影響力は相当に限定されていたであろう。とはいえ、佐々木高行を巻き込んでの行動を見るに、大木はこの時点で、憲法編纂の主導権を伊藤と争うつもりでいたはずである。大木は自分の縄張りを墨守するおとなしい人物と屢々評価されてきたが、この時期の資料からは、政治家としての野心的な一面さえ窺うことができる。三好退蔵を憲法調査団一行に加えたことも、こうした流れのなかで考えられねばならない。

#### 第4節 ベルリンにて

明治15年3月14日に横浜を出港した伊藤博文の一行は、およそ2ヶ月をかけてドイツを目指した<sup>(9)</sup>。三好退蔵はエジプト、イタリアなどの経由地でも熱心に調査をすすめ、カイロの始審裁判所、アレキサンドリアの控訴裁判所、ローマの大審院以下諸裁判所を見学、傍聴している〔三好 1882c〕。

5月16日、調査団はベルリンに到着した。大木喬任は当初、明治8年にフランスへ派遣した司法省留学生熊野敏三を調査の補助員とするよう、退蔵に命じていたらしい。ところが、いざ熊野をベルリンに召還したところ、熊野にド

イツ語の知識がなく、ドイツの法官にフランス語を解する者が多いとはいえ、裁判実務の調査は難しいと熊野本人が主張するので、退蔵は立ち往生した。幸い、駐独公使青木周蔵が、私費留学生本多康直、公使館書記生棚橋軍次を紹介して事なきを得る〔三好 1882c〕。

一行の他の面々はどうしていたか。青木周蔵によれば、伊藤は調査方法について全く具体案がないままドイツに来たので、かれがベルリン大学教授ルドルフ・フォン・グナリストを紹介したという。さらに青木は、憲法調査は条文と歴史上の沿革を知れば十数日で終わるだろう、グナリストの憲法講義聴講を随員に許せば、かれらは伊藤と同じ研究をしたと増長して「足下の威厳を損するのみならず、将来衆論を統裁するに方り幾多の困難」が生じると助言する。青木の考えを容れた伊藤は、青木を通訳、伊東巳代治を筆記者としてグナリストの講義を独占し、随員たちには行政法を分課しての調査を命じた〔青木 1970: 234-243〕。

ところが、伊藤は航海の途上、憲法講義を皆で聴くと約束したではないか、と「随員中の某々氏」が反対したので、分課研究は一旦取りやめになったらしい。この「某々氏」が誰を指すのか不明であるが、ベルリンに到着して間もないこのころ<sup>(10)</sup>、退蔵も伊藤に長文の意見書を呈して、調査方針に異議を唱えた。

意見書にいわく、退蔵自身は司法事務の調査に専念すべき身であるけれども、他の随員は伊藤の「股肱耳目」、「同行一体」にして、帰朝後は憲法取調委員となるべき人々なのだから、憲法研究を許さないと言うのは不可解である。「憲法の全体を取調るを以て本と為し、各員の能力を挙げて之を此れに尽くさしめ」て、余力

を行政法調査にあてるべきではないか。また、ドイツ語を解する者は随員中に平田東助、河島醇の二人のみで、ドイツ一国での調査は実に非効率となっている。よって随員をイギリス、フランス、ドイツ、オーストリアに分派し、それぞれが得意とする言語によって終始一国の調査を命じるべきだ、と退蔵はいう〔伊藤博文文書研究会 1979: 7巻218-220〕。

閣下独り憲法を講ずるに従事し、各員を分て他の局務を探らしむ。各員の目的は是れより遠い各員の目的は是れより沮喪し、前日の<sup>(77)</sup>期望は変して不平の声となり、閣下の名誉は將さに毀損せんとす。…(中略)…。今退蔵閣下の知見を蒙る日甚た浅して卒然是等の危言を以て尊嚴を冒瀆す。退蔵甚閣下の剣を按して之を怪まん事を恐る。然れとも退蔵之を諺に聞く、一樹に蔭し一河に汲むも皆偶然に非らざるなりと。然らば則退蔵閣下と一朝舟を同ふして大洋を涉り、海外万里追隨して苦樂を共にするもの焉んそ其偶然なるを知らん。閣下幸いに愚を以て人を廢てす、人を以て言を廢てす、百慮の一得或は以て取るべきものありと為さば、閣下之を人に謀らすして独り之を閣下の心に謀り、断然挙行する所あれ。退蔵倦々の至に<sup>(78)</sup>勝へす。

ドイツ一国を模範とするのではなく、欧州諸国から広く学べという退蔵の主張は、大木が岩倉に開陳した意見と共通することに注意したい。これを読んだ伊藤は退蔵を呼び、その言い分をよく聞いた上で、懇々と自分の考えを伝えたという。「世故に熟し人情に通ずる」伊藤の対応に感激した退蔵は、また長文の待罪書をしたため、伊藤に渡した〔伊藤博文文書研究会 1979: 7巻225-226〕。このようにして、退蔵は伊藤の知遇をも得たのだった。

しかし、退蔵は大木への義理も、同時に果たさねばならない。伊藤は調査状況を漏らさぬよう随員一同に命じていたが、退蔵はその

禁を破り、ベルリンに着いて1ヶ月後、伊藤がグナイストについて憲法を学んでいると大木に伝えた。さらに、伊藤がベルリンを留守にしてウィーンに向かったその年の9月、退蔵はグナイスト講義録を密かに書き写して、大木に郵送する〔三好 1882d〕。

拜啓。此程稍涼氣相成候処益御清健御奉職奉賀候。下而私義無恙取調ニ従事罷在候条乍憚御安神可被下候。然者兼而御内示ノ次第も有之候ニ付司法上ノ取調傍ラ当国憲法上ノ義モ研究罷在候得共、未其結果ヲ得ズ候処、伊藤參議此地ニ於而(グナイスト)克那威斯德氏ニ質問有之候筆記ヲ一覽スルノ機会ヲ得候ニ付、極々秘密ニ写取り置今般清書ノ上不取敢御手許ニ差出シ申候。右ハ至極秘密ニ写取り候ニ付、誰レモ之ヲ知ルモノナシ。依而閣下ノ御手許ニ於而も御披読ノ際ハ勿論御書案上ニ於而も決シテ他人ノ目ニ触レサル様御始末置キ可被下候。然ラサレハ非常ノ後害アルヘシ。此義ハ申上候迄も無之候得共為念申上置候。当国ノ行政歴史目今対訳致し居候ニ付多分本年中ニハ御手許ニ差出シ候様可相成と存シ居候。其他閣下ノ御心得と相成候モノハ成ルヘク注意取調居候間、追々ニ呈上致候積ニ候得共、別冊ハ種々御参考ニ相成候半と存し候間、不取敢郵送仕候。其分御承領可被下候。(後略、句読点傍点筆者)

この書翰から、三好退蔵は司法実務のみならず、憲法調査も大木から内々に命じられていたことが明らかである。穿った見方をすれば、随員に憲法調査の機会を与えよという伊藤宛の上申書には、グナイスト講義を自らも聞かねばならぬという事情が隠されていたかもしれない。明治15年春のグナイスト講義録は、伊藤博文文書にも伊東巳代治文書にも残っておらず、今日も幻の資料であるのだが、残念ながら大木喬任の文書にも該当するものは見あたらない。ただ、伊藤博文は、日本人に憲法制定は時期尚早と冷笑したグナイストに失望していたと

いわれ、講義録にどれだけ価値があったかは疑問である。伊藤にインスピレーションを与え、「立憲カリスマ」に生まれ変わる契機をもたらしたのは、ちょうどこのとき、ウィーンでめぐりあったローレンツ・フォン・シュタインの方だった<sup>(11)</sup>。

この後も退蔵は、自らの研究成果である行政法関係書類、のちに司法省から翻訳出版される判事シュルツェンシュタイン講義録などを、数回にわたって大木に送っている。これらの書類も、新任の司法卿山田顕義には送付の事実を伝えないように、と退蔵は念を押しているから、やはり表沙汰になっては困ることだったらしい。大木は、佐々木高行と共に岩倉に面談した際、これから最も必要な研究は行政法調査であると述べているから、退蔵の送ってきた書類から、得るものが多少はあったかもしれない。

## おわりに

明治18年4月、三好退蔵が日本に戻ってきた時、かれを取り巻く状況は一変していた。明治16年8月に帰朝した伊藤は、17年3月、宮中に制度取調局を設置して憲法編纂に着手、18年12月には太政官制廃止とともに、初代内閣総理大臣になる。一方の大木喬任は、明治16年12月、司法卿を山田顕義に譲って文部卿に転任しており、この後臨時に司法大臣を兼任したほかは、司法省に戻ることがなかった。

こうして、三好退蔵と大木喬任の公務上の関係は、ほぼ絶たれてしまったのである。大木喬任文書には、明治18年以降の三好退蔵書翰が数点残っているものの、帰国するボアソナードに記念品を贈るので了解を求めるなど、いずれも事務的な連絡である。さらに、明治25年に大木

が政界から引退するに及んで、大木のもとに三好退蔵が活躍する余地は全くなかった。大木の死後に伝記編纂が計画され、関係者数十名から丹念に回顧談が採集された際にも、三好退蔵が訪問を受けた形跡がない。大木の晩年には、よほど疎遠になっていたようだ。

一方で、伊藤博文と三好退蔵の関係は、よく続いたようである。そして、ドイツからの帰国に前後して、退蔵は図らずも共存同衆の面々と伊藤との橋渡し役になる。明治18年5月、小野梓は経済不況を論じる「民間衰頹論」脱稿し、伊藤博文に送って面会を求めた。伊藤は喜んで会うと返答したが、結核を病む小野の病状が悪化し、明治14年の政変以来、対立していたふたりが再会する機会は失われたのである。最大の政敵である大隈の腹心に、快く面会しようというのは伊藤の度量の大きさともいえるが、このわずか十日前に、ドイツより帰朝したばかりの退蔵が小野を訪問しているのは、はたして偶然であろうか。[小野 1982: 537-538]。このときすでに、退蔵は共存同衆の同志である金子堅太郎を、伊藤に紹介している。元老院に奉職していた金子堅太郎は、明治13年、元老院議長に就任した大木喬任から「君は自由民権を唱ふる由なるが、予はこれを許さず」と、衆人の環視する酒席で告げられ、一旦は転任を決心したほどだった。しかし、欧州まで送られてきた金子による憲法比較調査の書類が伊藤の目にとまり、退蔵は伊藤に対して金子の才能を称揚した。これが縁となり、大木のもとで不遇をかこっていた金子は、制度取調局に招かれて、伊藤と共に憲法編纂に尽力することになる。[金子 2003: 129, 162]。やはり伊藤は人を用いるにあたって、大木の数段上をいったものらしい。

明治26年、三好退蔵は総理大臣に再任した伊藤によって大審院院長に任ぜられる。伊藤三度目の組閣に際しては、大臣人選に自説を書き送るまでの仲になっていた[伊藤博文文書研究会 1979: 7巻224]。明治29年、退蔵は大審院を退き、翌年、東京地方裁判所所属弁護士名簿に登録する。大審院院長が一弁護士になったのである。清廉勤勉、不羈独立の人物といわれた退蔵は、足尾銅山鉍毒事件などで勇名を馳せるが、それはまた後のことである。

[投稿受理日2006.11.24/掲載決定日2006.11.30]

#### 注

- (1) 三好退蔵についての先行研究は、高鍋町史編さん委員会 [1987]、野村 [2006] があるが、いずれも数ページの評伝である。
- (2) 「伊藤伯四天王」は井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎、末松謙澄。「早稲田四尊」は高田早苗、天野為之、坪内逍遙、市島謙吉。小野梓は別格として含まれない。
- (3) 三好退蔵の経歴は、特に注記をしない限り、『大正大礼贈位内申事蹟書一』、高鍋町史編さん委員会 [1987] らの資料に拠った。
- (4) 明治4年7月3日、退蔵は慶応義塾に入塾したが [福沢研究センター 1986; 野村 2006]、同月30日には巖原県権参事を命じられている。明治初年以來、かれが洋学を学ぶ意思を持っていたことは事実のようだが、どれだけ慶応義塾で学び得たかは詳らかでない。
- (5) この銀行破産事件では、岩倉遣欧使節団の随員だった佐々木高行、久米邦武らも被害を被った [泉 1984: 174-178]。尾崎三良日記に顛末が詳述されている [尾崎 1976: 118-130]。
- (6) ちなみに、大木喬任も5月17日以降、他の太政官高官とともに京都に詰めていた。憲政資料室大木喬任文書には、各地からの電報、報告書を中心に相当数の西南戦争関係資料が残されているから、大木も戦況を注視するに並ならぬものがあつたらしい。
- (7) 憲政資料室大木喬任文書に残る三好退蔵書翰で西南戦争の状況を伝えるものは、年月順に書類の

部96-4大木宛書翰(明治10年3月頃?), 書類の部96-1大久保利通宛書翰(明治5月29日), 書翰の部665北島時之助宛書翰(7月8日), 書類の部96-2北島某(治房カ)宛書翰(7月10日), 書類の部96-2北島某(治房カ)宛三好書翰(年月不明)。

- (8) 三好退蔵の留学願は15年1月13日付であるが、伊藤博文の欧州派遣が太政官で正式決定をみるのは3日後の1月15日、東京を離れていた伊藤が詳細を知るのは2月3日である。このあいだ、計画は極々秘密裡に進められていたらしい[瀧井 2003: 91]。退蔵と同じ参事院議官補の伊東巳代治が、伊藤宛書翰で随従を懇願するのは2月12日、東京日日新聞社長福地源一郎が随員になるべく運動中と報じられて物議を醸すのが2月22日頃のことである[伊藤博文文書研究会; 瀧井 2003: 92]。

- (9) 留学中の三好退蔵が大木と伊藤に送った書翰は、以下の通り。

明治(15)年3月26日、大木宛書翰(香港発、航海事情の報告)、憲政資料室大木喬任文書書翰の部241-04。

(15)年5月24日、伊藤宛書翰(ベルリンにて、ウィーンより電報の件)、『伊藤博文関係文書』三好退蔵2。

15年6月7日、大木宛書翰(プロシア到着までの情勢と熊野敏三召還等について)、憲政資料室大木喬任文書書翰の部241-11。

年月不明(15年初夏、伊藤のウィーン出発前か)、伊藤宛書翰(憲法分課しての取調の非を説き随員を広く各国に派遣することを勧める)、『伊藤博文関係文書』三好退蔵6。

年月不明(15年初夏、伊藤のウィーン出発前、上段の書翰を送った後か)伊藤宛書翰(面会して先日来の疑念氷解、妄言の罪を待つ)『伊藤博文関係文書』三好退蔵20。

(15)年9月22日、大木宛書翰(グナイスト質問録を内密に送る)、憲政史編纂会収集文書708大木家書翰類。

(15)年10月3日、伊藤宛書翰(ウィーンの伊藤へ、養母死去につき服喪)、『伊藤博文関係文書三好退蔵』3。

(15)年10月3日、伊藤宛書翰(上書翰の追伸、つづがなく調査継続中と報告)、『伊藤博文関係文書』三好退蔵4。

(16)年4月24日、伊藤宛書翰(伊藤はドイツを発

ちヨーロッパ周遊中、シュルツェンシュタイン講義を明日より聴講と伝える)、『伊藤博文関係文書』三好退蔵7。

(16)年5月24日、伊藤宛書翰(伊藤はヨーロッパ周遊中、問題なく調査継続中と報告)、『伊藤博文関係文書』三好退蔵8。

(16)年8月21日、伊藤宛書翰(伊藤離欧の際呈上したシュルツェンシュタイン講義のつづき第6巻ほかを呈上)憲政資料室伊藤博文関係文書その2・78-1。

(16)年9月10日、伊藤宛書翰(伊藤はすでに帰朝、シュルツェンシュタイン講義と思われる取調の第7巻を送る)、『伊藤博文関係文書』三好退蔵9。

(17)年8月20日、大木宛書翰(留学期間再延長の周旋を願う、先般より書類を送るも今回は浄書まで到らず、詩を送る)憲政資料室大木喬任文書書翰の部241-09。

年月不明(上段書翰に同封されたものか)、三好退蔵漢詩、憲政資料室大木喬任文書書類の部233。

(17)年9月9日、大木宛書翰(ベルリン発か、司法卿山田顕義に提出のため先に送ったシュルツェンシュタイン国法講義第一巻を親友の海軍少書記官岩村兼善に渡すよう依頼)憲政資料室大木喬任文書書翰の部241-09。

(17)年10月7日、伊藤宛書翰(ベルリン発、7月13日付けの書翰を受領、留学延長の取りはかりを深謝、本多康直にも帰国猶予をあたえるよう願う)、『伊藤博文関係文書』三好退蔵5。(同書では15年の書翰と推定されているが、退蔵の留学は16年9月と17年10月に延長されたこと、伊藤は16年8月に帰国したことを考えると、17年の書翰と考えるのが適当と思われる。)

年不明(15-17年)10月7日、大木宛書翰(ベルリン発、翻訳難航も書類を取えて送る)、大木喬任文書書翰の部241-16

- (10) あるいは伊藤がウィーンから戻りあらためて分課調査を命じる11月頃と思われる。

- (11) 退蔵自身ものちに「シュタイン詣で」をして、地球儀を回すシュタインから(これはシュタイン一流のジュスチャーだったらしい)「東洋の文明国を以て欧州各国と提携し人道に従ひ社会の爲めに天職を尽すものは唯一の日本あるのみ、日本の責任豈に重且大ならずや」と説かれ、大きな感銘を受けた[三好 1900]。また、滞欧中、退蔵はキリ

スト教に惹かれ、青木周蔵、グナイスト、シュタイン、イエーリングの助言を受け、ついに受洗している。この事情は川崎 [1897] 掲載の本人による回顧談に詳しい。

## 参考文献

- 青木周蔵. 1970. 『青木周蔵自伝』平凡社東洋文庫. 363pp.
- 泉三郎. 1984. 『明治四年のアンバサドル』日本経済新聞社. 302pp.
- 磯部四郎. 1901. 「磯部四郎殿譚話拜聴筆記」, 『談話筆記』下巻所収, 国立国会図書館憲政資料室大木喬任文書書類の部69- 3.
- 伊藤仁太郎 (痴遊). 1924. 『隠れたる事実 明治裏面史: 正』成光館出版部. 3 +763pp.
- 伊藤博文関係文書研究会編. 1973-1981. 『伊藤博文関係文書: 1 - 9巻』塙書房.
- 大木喬任. 1882. 「勅旨下書」憲政資料室大木喬任文書書類の部6 - 6.
- 尾崎三良. 1976. 『尾崎三良自叙伝: 上巻』中央公論社. 358pp.
- 小野梓. 1982. 『小野梓全集: 第五巻』早稲田大学. xii+654.
- 金子堅太郎. 2003. 『金子堅太郎自叙伝: 第一集』日本大学精神文化研究所. vii+291pp.
- 川崎巳太郎編. 1887. 『実験上の宗教』警醒社. 264pp.
- 木村正辞. 1901. 「木村正辞先生談片」, 『談話筆記』下巻所収, 国立国会図書館憲政資料室大木喬任文書書類の部69- 3.
- 黒川誠一郎. 1901. 「黒川誠一郎殿談片筆記 (1901年3月27日付)」, 『談話筆記』中巻所収, 国立国会図書館憲政資料室大木喬任文書書類の部69- 2.
- 『公文録』, 国立公文書館蔵.
- 佐々木高行. 1978. 『保古飛呂比: 10巻』東京大学出版会. 1 + 1 +589pp.
- 佐々木高行. 1979. 『保古飛呂比: 11巻』東京大学出版会. 1 + 1 +428pp.
- 澤大洋. 1995a. 『共存同衆の進展と影響』東海大学出版会. vi+349pp.
- 澤大洋. 1995b. 『共存同衆の生成』青山社. iii+204pp.
- 『大正大礼贈位内申事蹟書一』, 年不明, 国立公文書館蔵, 配架番号2 A 40- 5 贈位1.
- 高鍋町史編さん委員会編. 1987. 『高鍋町史』ぎょうせい. 24+1212+18pp.
- 瀧井一博. 2003. 『文明史のなかの明治憲法』講談社選書メチエ. 230pp.
- 『太政類典』国立公文書館蔵.
- 多田好問編. 1906. 『岩倉公実記: 続』皇后官職蔵版. 29+2071pp.
- 永田新之允. 1897. 『小野梓』富山房. 352pp.
- 法律新聞. M41. 「嗚呼前東京弁護士会長三好退蔵君逝けり」『法律新聞』年8月25日.
- 三好退蔵. 1879a. 「三好退蔵書翰」憲政資料室大木喬任文書書類の部241- 7.
- 三好退蔵. 1882a. 「三好退蔵上申書」憲政資料室大木喬任文書書類の部72- 1.
- 三好退蔵. 1882b. 「大木喬任宛三好退蔵書翰」(1月18日付) 憲政資料室大木喬任文書書類の部241- 6.
- 三好退蔵. 1882c. 「大木喬任宛三好退蔵書翰」(6月7日付) 憲政資料室大木喬任文書書類の部241-11.
- 三好退蔵. 1882d. 「大木喬任宛三好退蔵書翰」(9月22日付) 憲政資料室憲政史編纂会収集文書708大木家書翰類.
- 三好退蔵. 1884(?)a. 「大木喬任宛三好退蔵書翰」(8月20日付) 憲政資料室大木喬任文書書類の部241- 9.
- 三好退蔵. 1884(?) b. 「三好退蔵漢詩」憲政資料室大木喬任文書書類の部233.
- 三好退蔵. 1900. 「法律新聞の発刊を祝す」『法律新聞』9月22日付.
- 武藤麒一・安田尚義. 『秋月種茂と秋月種樹』日向文庫刊行会. 1954. 386pp.
- 我妻栄. 1968. 『日本政治裁判史録: 明治・前』第一法規出版株式会社. 4 +558pp.